[様式第17号(第14条関係)](http://www.city.yokote.lg.jp/reiki_yokote/reiki_honbun/r206RG00001344.html)

第　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　日

（住所）

（氏名）　　　　　　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　印

（担当　　部 　　課）

**戒　告　書**

　　あなたに対し　年　月　日付け　第　号により、あなたの所有（管理）する下記特定空家等の（除却）※を行うよう命じました。この命令を平成　年　月　日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第22条第9項に基づき、下記特定空家等の（除却）※を執行いたしますので、行政代執行法第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

特定空家等

1. 所在地
2. 用途
3. 構造
4. 規模
5. 所有者（管理者）の住所及び氏名

　・災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

　[教示]

　 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算し

て6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁

決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴え

を提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請

求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であ

っても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

　　　　　　　　　　　　　※措置の内容（除却、修繕、立木竹の伐採等）に応じて記載